

松江市告示第 462 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 17 日

松江市長 松 浦 正 敬

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11 月 1 日から 11 月 30 日まで	特定計量器の所在の場所	松江市橋南区域

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第 39 条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) (1)に該当しない特定計量器の検査

検査期日	検査時間	検査場所	検査区域等
9 月 8 日	10 時から 11 時 30 分まで	上意東公民館	東出雲町
	13 時 30 分から 15 時 30 分まで	出雲郷公民館	
9 月 10 日	10 時から 12 時まで 13 時から 15 時 30 分まで	東出雲ふれあい会館	
9 月 15 日	10 時から 12 時まで 13 時から 15 時 30 分まで	市役所玉湯支所	玉湯町
9 月 17 日	10 時から 12 時まで 13 時から 15 時 30 分まで	八雲公民館	八雲町
9 月 23 日	10 時から 12 時まで 13 時から 15 時 30 分まで	市役所宍道支所	宍道町
9 月 30 日	10 時から 11 時 30 分まで	宍道農村改善センター	
	13 時 30 分から 15 時 30 分まで	市役所宍道支所	

検査期日	検査時間	検査場所	検査区域等
10月1日	10時から11時30分まで	津田公民館	津田公民館区域
	13時30分から15時30分まで	竹矢公民館	竹矢公民館区域
10月6日	10時から11時30分まで	大庭公民館	大庭公民館区域
	13時30分から15時30分まで	乃木公民館	乃木公民館区域
10月8日	10時から12時まで	乃木公民館	乃木公民館区域
	13時から15時30分まで		
10月13日	10時から12時まで	朝日公民館	朝日公民館区域
	13時から15時30分まで		
10月15日	10時から11時30分まで	朝日公民館	古志原公民館区域
	13時30分から15時30分まで	古志原公民館	
10月20日	10時から12時まで	雑賀公民館	雑賀公民館区域
	13時から15時30分まで		
10月27日	10時から12時まで	市役所本庁	上記の未受検者
	13時から15時30分まで		